

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和5年8月28日(月) 開会 午後 2時30分 閉会 午後 4時00分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 13番委員 岡田 敏明 16番委員 美間 亮 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 5番委員 大貝 美治 8番委員 久米 裕純 11番委員 板東美佐緒 14番委員 植田美恵子</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農政関係議案)</p> <p>第 1号議案 令和6年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について 第 2号議案 2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第 3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第 4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第 5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第 6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第 7号議案 非農地証明願の審議について 第 8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第 9号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第10号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

(開会 午後2時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしく願います。

議長 ただ今から、令和5年8月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える14名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員、議席番号5番大貝美治委員、議席番号8番久米裕純委員、議席番号11番板東美佐緒委員、議席番号14番植田美恵子委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号3番佐野泰弘委員と、議席番号15番廣瀬長市委員の両名を指名します。よろしく願います。

それでは、議事に移ります。本日の案件は、農政関係議案からとなります。第1号議案、令和6年度に向けた農業施策等の市長提言(案)についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、「令和6年度に向けた農業施策等の市長提言(案)」について説明します。

内容については今回の皆様への要望調査やこれまで聞かれたご意見等から作成をしております。

この提言につきましては、9月26日の午後、総会開催前に会長と会長職務代理者、その他役員有志が、これから協議していただく内容を「提言書」という形で市長に提出し、少し意見交換を行う予定です。市長部局の回答については、11月総会で報告できればと考えております。

資料「農政関係議案」の1ページをお開きください。今年度は、大きく3件の提言として取りまとめましたので、順に説明いたします。

1番、「都市農業の振興について」ですが、以前から、毎年のように提言させていただいている内容になります。市での動きは特にありませんが、市議会関係においても時々取り上げられる案件であり、市街化区域農地を維持するために、今回も引き続き提言したいと考えております。それでは読ませていただきます。

——— 第1号議案 提言案1番 朗読 ———

この地方計画を策定することによって、都市農業における税制措置の見直し等も行えるようになるとされています。

続いて2番、「遊休農地解消に向けた取組みについて」です。近年の重要かつ継続的な課題でありますほか、委員さんからも意見提出いただきました。読ませていただきます。

——— 提言案2番 朗読 ———

(1)についてですが、令和3年度には、遊休農地を借りうけて耕作を行う担い手に対し、10a 当たり7万円の補助支援がされる事業が市を窓口として県の事業であったのですが、中間管理機構を通じた貸借に限定されていたことやその他条件も厳しく、また、昨年4年度においては、県の中間管理機構が自ら農地を再生し、貸付けを行う事業へと代わったとのことでしたが、内容が全く示されず、実績も県内でゼロであったようです。

これらを踏まえまして、機構を介する借り受けに限らない、活用しやすい形の支援事業をお願いするものです。

(3)の措置命令や罰則規定の適用は、本市にこれまで適用事例はありませんが、近年の深刻な状況を鑑みてあえて検討をお願いするようにしました。

続いて3番の「担い手等の育成・支援について」、3項目の提言を上げております。

—— 提言案3番 朗読 ——

(1)については、昨年度、今年度と支援金が実施されています。これについて、現在も燃油高騰や資材高騰が続いており、まだ状況が改善される兆しはないので来年度もお願いするものです。

(2)については、昨年度は、導入支援事業ということで、農業者が、該当する機器を導入する際に補助金をもらっていたのですが、今年度は市が購入したスマート農業機器の貸し出しという形になっています。昨年度は農業者5名の導入支援実績があったようです。幸い、スマート農業については講習会を含めて、市が推進に特に取り組んでおりますので、来年度は導入支援事業の再開を含めて、普及推進の強化をお願いするものです。

以上、3つの提言を、9月の総会前に行う予定としておりますので、内容について、御審議よろしく申し上げます。第1号議案の説明は以上です。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見・御質問はありませんか。

全委員 無し

議長 御意見が特に無いようですので、採決いたします。第1号議案、令和6年度に向けた農業施策等の市長提言については、原案どおりの内容で提言を実施することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第1号議案については承認することに決定いたしました。なお、提言に対する回答につきましては、11月総会での報告を予定しております。続いて第2号議案、2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)についての審議を開始します。この政策提案は、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見を取りまとめて県知事に提言するものでございます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 3ページをご覧ください。第2号議案、「2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)」について説明します。今年度は、9月下旬から10月上旬までの間に、徳島県農業会議が県知事に対して提言書の提出を行う予定で、川人会長も徳島県農業会議の副会長として参加することとなっております。

各農業委員会からの意見の提出は、この徳島県農業会議に対して行いますが、8月31日が最終の締切りとなっております。説明します。

1の「国に対し知事から提言や要請いただきたいこと」の(1)、「農地法や農業委員会等に関する国の規制・制度改革等に対する意見・提言等」について、読ませていただきます。

—— 第2号議案 1-(1) 朗読 ——

という意見としております。国への制度化を希望するものです。

続いて2番、「次年度以降の県農業施策に反映いただきたいこと」については、3件あります。まず、(1)番については、「県独自の水稻ブランド品種の研究開発」ということで、

—— 第2号議案 2-(1) 朗読 ——
としております。

4ページをお願いします。続いて(2)番、「農業用ため池の機能修復への支援強化」ということで、昨年度と同様に意見提出するものです。読ませていただきます。

—— 第2号議案 2-(2) 朗読 ——

この浚渫については、令和6年度までの予定で、県の事業で浚渫への支援の事業がありますが、事業主体に条件があり、市内の過半数のため池について対象外となってしまいます。また、現在地震や豪雨への耐性について順次調査中であるとのことから、防災工事が必要なため池については、その機能復旧をお願いしたいとするものです。

最後に(3)番、「農地中間管理機構の活用推進」についてでございますが、読ませていただきます。

—— 第2号議案 2-(3) 朗読 ——
としております。

内容について、以上で説明を終わります。提出後にどれだけ県農業会議が採用し、まとめていただけるかはわかりませんが、本市農業委員会の意見として提出させていただきますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見、御質問はありませんか。

【質疑応答】

議長 貴重なご意見ありがとうございました。色々な意見がございましたが、採決いたします。第2号議案、2024年度徳島県重点農業施策に関する政策提案については、原案どおりの内容で提出することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案については承認することに決定いたしました。県への提出結果についても、市長提言と同様、後日報告いたします。

議長 これより農地議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個

別に説明をさせていただきます。

1番と2番は譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、それぞれ農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後282aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番と4番は譲受人が同一なので併せて説明させていただきます。譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、3番が農地2筆、4番が農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後386aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後36aに至り、譲受人は対象地においてキュウリやトマトなどの野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農業効率化のための部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後133aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、公正証書による特定遺贈で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後10㎡に至り、譲受人は対象地において、トウモロコシの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、遺贈による所有権の移転であることと、対象地の面積が10㎡と小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田5,015㎡、畑509㎡、合計5,524㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、自身が行う養鶏業の露天資材置場に転用するものです。しかし、本申請地は既に転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みです。

第4号議案は1件で、地目は、田のみ859㎡です。転用目的は、資材置場859㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の

皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請については、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案は、本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は廃棄物の中間処理及び収集運搬業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家住宅に転用するものです。

4番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。賃貸借権を設定し、建築工事業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、JR 地蔵橋駅から300m以内にある第3種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建設業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

6番の申請地は、生産性の高い農地として第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、社会福祉法人であり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

5ページを御覧ください。7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、農業経営を行っており、所有権を移転し、従業員用の露天駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。申請地は、50m以内に10戸以上の住宅が連担していることを現地で確認しております。借人は、土木建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、5番、7番、8番案件と、農地区分が甲種、第1種農地である4番、6番、9番については地区審査を実施しました。

第5号議案は全9件で、地目は、田が8,569.45㎡、畑は166㎡で、合計が

8,735.45㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地449.46㎡、駐車場・資材置場が6,064.99㎡、その他施設用地が2,221㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑委員 今月17日の午前11時より、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、安廣推進委員、武市推進委員と私の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、八多町居内にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、現況の高さのままで整地のみ行い、周囲にはフェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理する計画で、管轄する土地改良区が存在しないため、上申書の提出があります。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして4番と5番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月17日の午前に、4番と5番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、佐野委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の4名と転用者側2名、事務局2名の8名です。4番案件の農地は、方上町舟戸川にあり、甲種農地に区分されるとのことです。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするもので、昨年9月に資材置場として許可した敷地を拡張する申請です。土地の造成については、すでに石積されている部分を、併用地と同じ高さまで撤去して整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透および、隣接する水路に放流することで、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

続きまして、5番案件について報告します。参加者は、佐野委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。申請地は、西須賀町鶴島にあり、第3種農地に区分されるとのことです。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、隣接する道路の高さまで表土をすき取り、碎石で整地します。また、隣接農地との間には、境界壁が設置されています。排水については、雨水のみであり、地下浸透とします。個人的には、転用面積が、やや過大であるのではないかと思うところもありましたが、結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでし

たでしょうか。

桑野推進委員 今月8日の午後3時より、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、南沖洲四丁目にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、山土で約60cm盛土して砂利敷きとし、北西側と南西側に土留めの擁壁を新設します。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのこと、地元の水利組合からの同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして7番から9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 先月18日の午後1時30分より、7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、浦川前推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局3名の6名です。申請対象の農地は、国府町府中宇長田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、既設コンクリート壁を活用し、西側道路高まで山土で盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのこと、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、今月16日の午後1時30分より、8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、国府町中宇紙挟にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、既設コンクリート壁を活用し、道路高までクラッシャーランを敷き、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び集水柵を新設するとのこと、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。

続きまして、今月16日の午後2時より、9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、国府町和田宇高田にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、山土で道路高まで約70cm盛土し、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び既設集水柵を利用し西側水路に排水するとのこと、地元土地改良区からの意見書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、

一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番から3番と5番から9番を許可し、4番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第5号議案は1番から3番と5番から9番を許可し、4番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図において、手洗い用の水道を設置するものです。変更理由としましては、駐車場として利用する際に、社用車の点検も行う必要があり、従業員の手洗い用の水道が必要になったための申請です。排水については、手洗い用であり、使用量も少量であることから、地下浸透とし、隣接地との間には境界壁もあるため、周辺への被害防除措置については問題ないかと思われます。しかし、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを事前にとらなかつたことを反省する旨の始末書の提出があります。本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第6号議案は1件で、田のみ620㎡、転用目的の内訳は、駐車場になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象とっていない第2種農地に区分されます。申請地

は昭和33年頃より農協施設として利用されているとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第7号議案は1件で、対象地は田のみ482㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務所の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、採決いたします。第7号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、続きまして、第8号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。今月の申請は3件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は4筆、1,760㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。なお、持ち分はすべての土地において2分の1となっております。

2番の対象地は4筆、1,760㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。なお、持ち分はすべての土地において2分の1となっております。

3番の対象地は13筆、5,523㎡で、一部の土地の通路、墓地を除外しております。それ以外の全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第8号議案は以上3件で、対象地は田2,823㎡、畑6,220㎡、計9,043㎡となっております。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務所の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第8号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第9号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書9ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で耕作を継続しております。

2番は、一筆猶予開始時期より家屋が建っており猶予とならない旨を相続人にも伝えております。その他の農地は、対象地の分筆、代替をした土地がありますが、耕作を継続しております。

3番は、対象地の分筆、売却をした土地がありますが、相続税の猶予対象地には問題はなく耕作を継続しております。

4番は、対象地の分筆、売却をした土地がありますが、相続税の猶予対象地には問題はなく耕作を継続しております。

5番は、全ての農地で耕作を継続しております。

第9号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田26,296㎡、畑7,024㎡、計33,320㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第9号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第9号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第10号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、石田幸夫委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第10号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書13ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。今月は新規設定が10件、再設定が25件で合計35件となっており、そのうち、賃貸借権が21件、使用貸借権が14件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区9筆・3件、4番から7番が、勝占地区16筆・4件、8番が、八万地区1筆・1件、9番と10番が、上八万地区6筆・2件、11番から20番が、不動地区53筆・10件、21番から29番が、応神地区18筆・9件、30番と31番が、川内地区6筆・2件、32番が国府地区2筆・1件、33番と34番が南井上地区4筆・2件、35番が北井上地区4筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田 21 筆・17,012㎡、畑 98 筆・103,368.81㎡の合計 119 筆・120,380.81㎡となります。第10号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第10号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第10号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書19ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。20ページにわたり相続による権利取得5件受理しました。

21ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。3件交付しました。

22ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。1件受理しました。

23ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。24ページにわたり7件受理しました。

25ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。5件処理しました。

26ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和5年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は9月26日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。